

## 多度津町地域おこし協力隊設置要綱の全部を改正する要綱

令和5年1月31日

要綱第13号

多度津町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年多度津町要綱第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 人口減少及び高齢化が進行する本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力の維持強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、多度津町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、町、地域住民等と連携を密にし、次に掲げる活動を行う。

- （1） 地域おこし活動（地域の課題解決やニーズの解消に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動等）
- （2） 地域産業の振興に関する活動
- （3） 地域間交流及び移住促進に関する活動
- （4） 地域の情報発信に関する活動
- （5） 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動
- （6） その他町長が必要と認める活動

（町の役割）

第3条 町は、前条に規定する協力隊の活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- （1） 隊員の活動計画の作成
- （2） 隊員の活動に関する調整

- (3) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民等への周知
- (4) 隊員の住居の確保
- (5) 隊員の任期終了後の定住
- (6) 必要に応じた、おためし協力隊制度、インターン制度の活用
- (7) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項  
(支援団体等への業務の委託)

第4条 町長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、前条に規定する支援等を行うことができると認められる団体又は法人に、協力隊に関して町が行う業務の一部又は全部を委託できるものとする。

2 町長は、前項の規定により委託を行った団体又は法人（以下「支援団体等」という。）に対し、委託契約書による委託内容に基づき、次に掲げる経費の相当額を予算の範囲内で委託料として支払うものとする。

- (1) 隊員の活動に要する経費
- (2) 第15条の規定により支給する民間連携隊員の報酬
- (3) 隊員の募集に関する経費
- (4) その他町長が必要と認める経費  
(隊員の要件)

第5条 隊員は、次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 3大都市圏内をはじめとする都市地域等（総務省が公表する「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、町に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）から、委嘱後に町内へ生活拠点を移し、町に住民票を異動することにより了承する者

イ 本町以外の市町村において地域おこし協力隊の隊員であった者（同一市町村における活動期間が2年以上であり、かつ、解嘱後1年以内の者に限る。）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者

としての活動期間が2年以上であり、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内の者に限る。)又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、委嘱後に町内へ生活拠点を移し、町に住民票を異動することに了承する者

(3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、積極的に活動できる者

(4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者

(5) 任期終了後、町で定住する意思がある者

(6) パソコン・スマートフォン等の情報通信機器の基本的な操作ができる者

(7) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証の交付を受けている者

2 委嘱された隊員は、速やかに町内へ住民票を異動させ、町内に居住するものとする。

(募集及び委嘱等)

第6条 町長は、隊員を受け入れようとするときは公募により選考し、決定する。

2 町長は、前項の規定により決定した者に委嘱状を交付する。

3 町長は、第1項の規定による公募・選考を行う際に、関係機関と連携することができる。

(隊員の任期)

第7条 隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、3年を限度としてその任期を延長することができる。

(隊員の身分等)

第8条 隊員の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その身分は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 雇用型隊員 活動を行うにあたり、町長が委嘱し、地方公務員法(平成25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として、町と雇用契約を締結する者

(2) 委託型隊員 活動を行うにあたり、町長が委嘱し、町と委託契約を締

結する者

- (3) 民間連携隊員 支援団体等と雇用契約を締結し、町と連携して活動に従事する者で、町長が委嘱する者

(身分証明書の携帯等)

第9条 隊員は、職務を遂行するときは、常に身分証明書(様式第1号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に身分証明書紛失等届(様式第2号)を提出しなければならない。

4 隊員は、その職を退いたときは、直ちに身分証明書を町長に返還しなければならない。

(退任及び解嘱)

第10条 隊員は、自己の都合により任期の途中において退任を希望するときは、原則として、退任希望の30日前までに、多度津町地域おこし協力隊退任届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱するものとする。

- (1) 隊員から退任の申し出があったとき。
- (2) 法令、条例、規則等に違反したとき。
- (3) 疾病等のため、職務の遂行が困難となったとき。
- (4) 職務を著しく怠ったとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (6) 本町から転出したとき。

(雇用型隊員の報酬等)

第11条 雇用型隊員の報酬、手当及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年多度津町条例第16号)に定めるところにより支給する。

(雇用型隊員の勤務時間等)

第12条 雇用型隊員の勤務時間は、原則として、1週間当たり30時間とす

る。

2 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年1月3日までの期間は勤務を要しないものとする。

(委託型隊員の委託業務)

第13条 委託型隊員の業務内容は、町長と委託型隊員との協議により決定し、多度津町契約規則（平成17年多度津町規則第23号）に基づき、委託契約書を締結するものとする。

(委託型隊員の委託料)

第14条 町長は、第16条に規定する業務日報及び地域おこし協力隊活動月報の内容を審査し、適当と認められるときは、委託型隊員に対し、活動内容等に応じた委託料を活動の対価として支払うものとする。

2 前項の委託料は、隊員の資格や技能等に応じて町と協議の上、決定するものとする。

3 町長は、予算の範囲内において活動に要する経費を支払うものとする。

(民間連携隊員の報酬)

第15条 民間連携隊員の報酬は、支援団体等が当該職員の活動実績等を基に算出した金額を、報酬として民間連携隊員に支給するものとする。

(活動報告)

第16条 隊員は、活動の実施状況について、町長が別に指示するところによる業務日報にまとめ、翌月10日までに多度津町地域おこし協力隊活動月報（様式第4号）を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、民間連携隊員については、支援団体等が別に定める方法で活動報告を行うものとする。

2 隊員は、町長から要請があったときは、必要に応じて活動の実施状況等について報告しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第18条 隊員に関する庶務は、隊員ごとの担当部署において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、協力隊について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に隊員を委嘱されている者は、この要綱の規定により委嘱したものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に隊員を委嘱されている者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から令和3年度までに任用された者に限る。）が3年を超えて地域おこし協力隊の活動を行うことを希望し、町長が必要と認める場合においては、当該隊員の任期は、最初の任用日から5年を超えない範囲で更新することができる。

4 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の要綱の規定により提出されている様式は、なお使用することができる。

(多度津町地域おこし協力隊隊員活動拠点整備事業補助金交付要綱の一部改正)

5 多度津町地域おこし協力隊隊員活動拠点整備事業補助金交付要綱（平成29年多度津町要綱第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この要綱において、活動拠点とは多度津町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年多度津町要綱第 号）	第2条 この要綱において、活動拠点とは多度津町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年多度津町要綱第38号）

第2条に掲げる活動を行うための拠点となる施設であって、町長が認めたものをいう。

.....略.....

第2条に掲げる活動を行うための拠点となる施設であって、町長が認めたものをいう。

.....略.....